

環境県民局 資料	No. 5
-------------	-------

令和3年9月22日
課名 環境県民局わたらしい生き方応援課
担当者 課長 八百野
内線 2733

「令和3（2021）年度版 広島県人権啓発推進プランの実施状況等に関する報告」について

1 要旨・目的

本県における人権啓発の推進に関する施策の実施状況を取りまとめ、「令和3（2021）年度版 広島県人権啓発推進プランの実施状況等に関する報告」を作成した。

この報告書は、県ホームページへの掲載により、広く県民に情報提供し、本県の人権啓発活動についての理解を深め、施策の推進に活用する。

2 現状・背景

「広島県人権啓発推進プラン」（令和3年3月改定）第3章の5の規定により、人権啓発の推進に関する施策の実施状況等を取りまとめ、公表する。

3 概要

(1) 報告対象

ア 第Ⅰ部「人権啓発に関する施策の実施状況」

平成28（2015）～令和2（2020）年度に県が実施した人権啓発に関する施策の実施状況一覧（広島県人権啓発推進プラン（第4次）の検証）

イ 第Ⅱ部「令和3（2021）年度に実施予定の施策」

令和3年3月に改定したプランに基づき、当年度に実施する施策（事業内容等）一覧

(2) 取りまとめ期間

ア 第Ⅰ部「人権啓発に関する施策の実施状況」

平成28～令和2年度

イ 第Ⅱ部「令和3（2021）年度に実施予定の施策」

令和3年度

(3) 実施状況

○ 別紙「令和3（2021）年度版 広島県人権啓発推進プランの実施状況等に関する報告」（第Ⅰ部、第Ⅱ部）のとおり。

○ 令和2（2020）年度に県が実施した人権啓発に関する施策の事業数は次のとおり。

【人権課題別の実施状況】

人権啓発に関する施策	事業数	事業の内訳			
		広報啓発	相談対応	講習研修	調査研究
(1)女性	19	(15)	(5)	(4)	(7)
(2)子ども	8	(4)	(3)	(7)	(0)
(3)高齢者	15	(15)	(1)	(8)	(2)
(4)障害者	14	(12)	(1)	(8)	(0)
(5)同和問題	6	(6)	(2)	(0)	(0)
(6)アイヌの人々	1	(1)	(0)	(0)	(0)
(7)外国人	6	(5)	(2)	(3)	(0)
(8)H I V感染者等及び ハンセン病回復者等	3	(3)	(2)	(1)	(1)
(9)刑を終えて出所した人	2	(2)	(0)	(0)	(0)
(10)犯罪被害者等	8	(6)	(4)	(3)	(0)
(11)インターネットによる人権 侵害	3	(3)	(1)	(2)	(0)
(12)北朝鮮当局による拉致 問題等	3	(3)	(0)	(0)	(0)
(13)性的指向・性自認	6	(3)	(2)	(1)	(0)
複数の人権課題に係る事業	22	(11)	(1)	(13)	(1)
合 計	116	(89)	(24)	(50)	(11)

※複数の項目を実施する事業があるため、事業の内訳の計は事業数欄と一致しない。

- 人権啓発は、県民一人ひとりに、人権の意義やその重要性が知識として確実に身に付き、人権への配慮が自然に態度や行動に現れてくるような人権感覚を育むことが重要であり、この基本的なあり方に基づき、令和2年度は、13の人権課題を対象に116事業を実施した。

(4) 令和3年度 of 取組方針

人権啓発推進プランに掲げる人権課題について様々な手法で啓発を行っている中、性的指向や性自認に対する社会の関心の高まりといった状況変化や、新型コロナウイルス感染症拡大に伴って顕在化した医療従事者等に対する誤解や偏見・差別、インターネットを通じた個人の名誉やプライバシーの侵害など、社会的情勢の大きな変化や新たに発生する課題については、的確に状況の把握を行い、関係部署と連携して速やかに対応するなど、時機を捉えた啓発を行っていく。

5 その他（関連情報等）

県ホームページ

- ・広島県人権啓発推進プランの実施状況等に関する報告

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/42/nenjiinken.html>

- ・「広島県人権啓発推進プラン」（第5次）の策定について

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/42/jinkenplan5.html>